

国家神道の発展と機能

—現代の国家と宗教の分離制度の背景として—

ロコバント・エルンスト

(東洋大学)

本稿の目的は、明治期に於ける国家神道の発展とその機能を考察することによって、今日の日本が抱える政教問題を考える一つの視点を提起することにある。特に筆者は、外国人であるので、細かい研究よりも、この問題の輪郭の把握に努めた方が適切と思ひ、本稿のテーマを上記のものに設定した。

一 国家神道の発展

まず、国家神道の発展には、私見によれば、二つの前段階がある⁽¹⁾。初めは、一八六八年から一八七一年・七二年まで、そして、次は、一八七二年から一八八四年あたりまでである。その初期の前段階の特徴は、神道にはそのまま国教としての地位が与えられていた、という点にある。それに関わる諸政策の前提としては、神仏分離が行なわれ、これと平行して、神祇官が設立され、一八七一年には、全国の神社は「国家の宗祀」となることにより、⁽²⁾ 社は廃止され、同時に総ての神社に、社格制度が導入されたのである。この社格制度は全国の神社を、伊勢神宮を頂点として、郷社、村社に至るまでをピラミッド形に編成するものであり、これは又、同時に行なわれた氏子取り調べとの結びつきで日本国民を制度的に神道の枠組の中に取りこみ、それによって、国民の信仰を、

身近な村社、郷社から、官社を経て、伊勢神宮に導き、それを尊崇することで天皇との結びつきをはかり、さらに、明治政府に結びつかせることに成功したのである。この神道国教化政策に伴って、神職は官僚となり、神道は「昇格」された。しかし、神道はそれなりの代償を払った。神職が神官になることにより、神職以外の経歴を持つ人物も神官に任命されるし、転動も起こる。神道の地方色の濃さを思うと、従来の村祭的な、或いは、民俗的な神道の在り方を弱体化させることにも繋がるのである。その意味で、神道の政治的な国教化は、各地方の宗教的な習慣、信仰に影響を与え、国民の生活信条としての神道的生き方を、或る反面、弱体化させたと言つて良いであらう。肯定であれ、否定であれ、神道の国教化政策を評価するには、プラスの面ばかりではなく、マイナスの面もあつたということをも、考慮しなければならぬと思う。

さて、以上の様に、明治政府は、神道の国教化を行なつたのであるが、それはやはりうまく行かなかつた。なぜならば、近代国家を設立するには、古代の理念としての神道が、近代の理念に適合するはずもなかつたからである。明治政府は、その事情を認識するものの、神道を完全に放棄するのではなく、神道を思想的道具として利用することにしたのである。すなわち、神道の祭祀的な側面と、宗教的教学の側面を、不完全ながら分離したのである。その具体的な処置として、もともと、神祇官にあつた神殿を、宮中に移して、祭祀の管轄を式部寮に移したのである。明治政府が、神道をより強く国家に編入しようとする意図が、ここによくあらわれている。さらに、この時期の具体的な例としては、一八七二年以降の神社祭式の全国統一化があげられるが、これらは、この国家神道の二番目の前段階にとつては、二次的な問題であつた。むしろ、最も重要な問題は、この時期、平行する形で行なわれた神道を教理化しようとする政策と言えよう。すなわち、全国の総ての神職を教導職に任命し、三条教憲、及び、その後、十一兼題、十七兼題を設定して、神道、或は、神職を、宗教的啓蒙運動の担い手とし

て利用したのである。この担い手には、神職だけではなく、僧侶も編入され、仏教側にとっては、かなり厳しい結果となった。それは、大教院の神殿では、僧侶も神式で祭祀を為さねばならず、また、説教の内容も大幅に国家の側から決定されており、自由に仏教の説教を行なうことができなかつたのである。この政府の方針転換によつて、仏教は一見、再び公認されたのだが、しかし実際には、仏教それ自体の宗教的な在り方にさえ、政府の干渉が為され廃仏毀釈の時期よりも、厳しい打撃を受けたのである⁽³⁾。

この様に、一八六八年以降の神社政策を見て行くと、さらに、次の点が印象的である。すなわち、当初は皇室に縁のある数少ない神社だけが特別待遇を受け、さらに、過去の勅祭社を現在に復活させ、神祇官直支配社、準勅祭社等の新しい、社格のようなものを順次制定すると共に、次々と国家へ編入し、特別待遇を与えた神社のカテゴリを拡張して、遂に、一八七一年の社格制定によつて、郷社、村社までをも、国家と結びつけたのである。このようにして、明治政府は全国の神社を国家の機能の一部分に位置づけたのだが、それだけでは、精神的基盤としては足りず、今度はそれまでの政策の延長線上に、国家からもっと離れて下に在った、仏教その他の諸宗教も、このピラミッド形の組織に取り入れることによつて、国家の宗教的精神的な基盤を確立しようとしたのである。

しかし、この政策も成功しなかつた。仏教側の抵抗もさることながら、この政策は神道の性格を全く無視したものであつた。というのは、神道は本来、教法宗教ではなく、神道から祭祀を切り離して、神道を教理中心の宗教に改造しようという試みは、元々無理なことであつたからである⁽⁴⁾。そこで、政府は、一八八二年に教導職と神職を分離し、その二年後には教導職そのものを廃止したのである。そして、政府は、一八七二年の出発点に戻つて、今度は徹底的な祭教分離を行なつた。その具体的な政策として、一方では、神道の宗教的、信条的な活動を

担うものとしての神道教派の特立を認め、他方では、神社又は神職には、説教及びその他の宗教的活動を禁止したのである。ただし、正確に言うならば、神社に対しては説教と葬儀だけが禁止されたのであり、宗教活動が禁止されたわけではない。しかし、この場合、「葬儀」が一般に「宗教活動」を意味することは定説のようである。以上の政策は、原則的には、全国の総ての神社に適用されたのであるが、実際的には、官社についてののみ、その政策は実行されたのである。民社については、「但府県社以下ハ当分従前之通」と定められていた。この祭教分離政策は官社を中心とした神道を宗教的に骨抜きにし、より密接に、国家の下に、従属させることにしたのである。実際、この時点から、国家神道の基本的な性格が、形成されたと考えてよいであろう。ただし、国家神道の教学的側面には、教育勅語が重要な働きを有しているので、最終的には、一八九〇年頃から、国家神道の基本的性格が形成されたと考える方がよいであろう。その後の国家神道の発展には、確かに、一九〇〇年には、社寺局が神社局と宗教局に分離されたり、一九四〇年の神祇院設立等の出来事があったが、それらの措置は、細かい方針訂正に過ぎず、国家神道の基本的性格は、以上のような段階で確立されたと考えてよいと思う。

二 国家神道形成の計画性

さて、国家神道史を現在の観点から検討すると、次の様な問題が改めて問われねばならないだろう。すなわち、国家神道の発展過程は、計画的だったのか、それとも、偶然的の成り行ききの産物だったのか。そして、それは、他宗教を圧迫する意志があったのか、なかったのか。以上二つの問題を考察するためには、神道が明治国家の精神的基盤にされた理由を、前提として問わねばなるまい。ホルトム(D.C.Holton)、一八八四—一九六二

によると、神道以外には、新しい政権の基盤になり得るものはなかった、ということになる。⁽⁵⁾すなわち、仏教は、近世に墮落して、国民に広くひんしゆくを買ったため、退けられるべきものであったし、キリスト教は、長い弾圧の歴史もあり、外国の宗教として不信も強くそれは、絶対に受け入れられるものではなかった。そして、儒教には、宗教的組織もないので、結果として、神道のみが、その基盤となり得たのである。しかし、このホルトムの考え方は一側面しか捕らえていない。そもそも、尊王攘夷の名の下に行なわれた明治維新は、当然の成り行きとして王政復古をもたらしただけであり、明治国家の誕生が、天皇の基盤である神道を、当初からその支柱にしていたのは、ごく自然のことであった。このことは一八八八年六月の伊藤博文の著名な演説に、如実にあらわれている。彼は、天皇以外には、新しい国家の精神的基盤になり得るものはない、と述べている。このことからわかる様に、明治の新しい政権にとって、天皇は、その支配権を正当化するものであった。そして、天皇の地位及び支配権は、神道によって正当化されたのである。つまり、明治国家にとっては、その本来の性格上、神道以外の宗教は、決して、その精神的基盤にはなり得なかったのである。

さて、以上の考察から、改めて、国家神道の発展過程が計画的であったかどうかを問うならば、それは至って非計画的と言う外ないであろう。と言うのも、国家神道の形成及び性格は、一つだけの神社法によってではなく、憲法を初めとして、様々な法律、布告、達、政令等によって制定されたのである。しかも、先に挙げた二つの宗教政策の変更、つまり、一八七二年と一八八四年の政策の変更も、当時の非計画性を裏付けるものと思われる。また、神道及び神社の管轄官庁の変遷を見ると、神祇事務課から神祇事務局そして、神祇官から、性格の違う神祇官へ、さらには、神祇省、教部省、内務省社寺局へと、次々とその管轄官庁が変遷して行ったのである。これは、国家神道の発展は非計画的であったことを裏付けることになろう。また、一八七一年以前の社格制度

は、神祇官ノ直接支配の下に、勅祭社、準勅祭社等が序列付けられていたのであるが、一八七一年には、これらの制度を有機的に発展させることなく、急に過去の歴史的前例に倣って、社格制度を制定してしまったのである。これも、やはり計画的とは言えないであろう。また、さらには、氏子調への仮規則が一八七〇年九月に出て、その一年後、正式な規則が出たにもかかわらず、その二年後には廃止されてしまったのである。この様に、国家神道の発展に関わる諸政策には全く、その総合的な計画性が見られないのである。このように長期計画的展望があったとは言えないものの、その時その時の政治・社会状況との関係を配慮したコンパスがあったようである。神道発展が好ましくない方向に展開しようとする時に、方針に修正を加えるのである。しかし、この場合、基準になるのは、長期目標ではなく、支配層の頭ないし心にあった「コンパス」であったようである。

三 他宗教に対する影響

さて、そこで、次に問われるべきは、先に問題となった国家神道の他宗教への圧迫が、果たして、意図的に行なわれていたかどうか、という点にあるだろう。結論を言えば、意識的に、そして、積極的には、他宗教への圧迫は計画されてはいなかったようだが、しかし、国家の利益や、その理念は、各宗教の理念よりも最優先される、というのが、右の問いに対する答えであろう。例えば、廃仏毀釈について言えば、出羽三山の場合、一八七二年までは、神仏分離は、円滑に行なわれていたが、新しい宮司が赴任するやいなや、忽ち、神道・仏教間の関係が悪化し、極端な廃仏毀釈が行なわれるようになったのである。つまり、地方の神職や、地方官の仏教に対する態度が、そのまま、明治政府の仏教に対する態度となったのである。その意味で、明治政府は積極的には、仏教

を排斥するつもりはなかったのである。実際全国で廃仏毀釈が過激になるにつれて、騒動や一揆が多発するようになる。明治政府は、神仏分離は廃仏毀釈にあらず、という通告を二、三回出しているのである。つまり政府の基本的な立場は、意識的に神道以外の諸宗教を圧迫する意図はなかったにしても、国家の利益を越えて、諸宗教が独自の立場を有することは認めない、というものだったようである。⁷⁾

四 国家神道の本質

それでは、この様に発展を遂げた国家神道の本質は、如何なるものであったのか。この問題は、非常に複雑であるが、そもそも、「国家神道」という言葉は、第二次世界大戦後の神道指令によって一般的に普及される様になったのである。⁸⁾ それ以前、国家神道がその機能を有していた時代には、英語の *State Shintō*、或は、ドイツ語の *Staats-Shintō* 等の言葉が見受けられるが、日本語の「国家神道」という言葉だけは、幾つかの例外を除いて、存在しなかったのである。しかも、国家神道という言葉だけではなく、その概念も存在しなかった様である。

それでは、存在当時には、日本国民の間で自覚されることのなかった国家神道を、どの様な形で理解すればよいのであろうか。まず考えられるのは、国家と関係のある神道の幾つかの要素を総括して国家神道と称することであろうが、これには少々難点がある。つまり、しばしば国家神道の中心とされる神社神道について言えば、官社はどちらかと云うと国家神道に属していたにちがいないが、民社は、むしろ地域社会の信仰に結びついて、個人的な信仰の対象でもあった。また、普通は宗教的神道の代表とされる教派神道は、その教派によって

(神道大教等)、むしろ、国家神道と非常に近い内容を有していたのである。そして、さらには、家庭内の神道行事についても、神宮大麻を崇拜する場合は、直接に、国家神道と結びつくのである。この様に、神道の諸要素を、国家と関係のあるものと関係のないものに分けようとしても、様々な例外に突き当たり、国家神道の正確な把握はできない。

そこで、さらに厳密な検討を加えると、およそ次の様な、形式的、及び内容的な定義に達するのである。すなわち、形式的には「国家神道とは神道と国家の關係の個々の現象を総括したものである」とし、内容的には「国家神道とは皇室神道と神社神道を基盤として構築された国家的祭式の体系、及び、それに付属した制度的基盤と教学上の上部構造を含む」ものとして、定義できよう。¹⁰⁾

さて、以上の様に理解される国家神道が効力を發揮するためには、どの様な条件があったかという点、およそ以下のものが考えられよう。すなわち、一八八二年に神道に於ける宗教的、或は、教理上の側面と祭祀を分離させたこと、又、この政策は擬制であったことである。例えば、むしろ神道の宗教面に属するとされていた民社が、終始「国家の宗祀」たる性格を保持していたし、また、官社で行なわれた祭祀における祭神、神觀念、式次第等、つまりその信仰内容は、民社のそれと同じであったのである。この様に擬制であった祭教分離にあたって、この分離の距離が適切であることがその効果の前提となる。結果的には官社に於て行なわれる祭祀から、教理やその他の宗教的側面は抜き去られ、この祭祀は国民の感情にのみ訴えることになったので、その実質について、相対化等、意見することは不可能になったのである。そして、その祭祀は学校教育に於ける歴史の授業や、郷土の民社で育成された宗教的感情によって、間接的に支えられることになったのである。

以上の問題を抽象化して言うならば、国家神道の効力の仕組みは、宗教でないものを国教とした、と言ってよ

いであろうし、実際、この矛盾した表現が、そのまま、当時の政策の実体をあらわすものなのである。そして、この矛盾には二つの側面があったのであり、その第一には、国家神道と宗教的神道を分離するという擬制であつて、第二には、国家神道の宗教性の否定であつた。しかし、これには、重要な欠点もあつた。というのは、明治政府は、一八七二年以来、神道それ自体に、主体的な教学や発展を認めず、神道を完全に国家の道具とし、それを利用したため、国家神道は主体性のない、独自の立場のないものにされたのであつた。密接に国家へ編入された国家神道が、主体性の欠如のため、国家の運営に影響を及ぼせなかつたのは、自明である。逆に、国家の側にとつても、神道にはそれでも伝統の重み等もあつて、神道を自由に使用することができなかつたのである。この両者の密接過ぎる結びつきは、歴史的に第二次世界大戦への道と繋がつていて、換言すれば、共倒れとなつたのである。

五 国家神道の機能

さて、以上の考察から国家神道の果たした機能を次の三点にわたつて結論付けることが可能になるであろう。その第一は、国家神道は天皇の支配権を正当化したものの、現実においては、ほとんど決定を下さないことになつていた天皇の支配権を正当化したため、実際問題として、天皇に責任を負い、天皇の權威に基づいて政治を司る政府、しかもあらゆる政権の支配権を正当化したのである。謂わば、政治的支配を盲目的に支持したということになる。そして、第二は、国家神道によつて裏付けられた神国思想は、八紘一宇というスローガンの下に帝国主義への発展を助長したのである。八紘一宇思想は積極的な侵略をしようとはせず、ただ、万国の中で、地位の

最も高い日本に、そのしかるべき位置を占めさせよう、という要求に過ぎないのだが、資源欲や、市場拡大等との関連で、やはり、伝統的帝国主義をもたらしただのである。そして、第三は、国家神道の機能が、国家的義務と宗教的義務を同一視させる働きを有し、そのことが国民を思想的に統合させる働きを有していたのである。例えば、神社参拝を拒否した場合や、靖国神社に向かって遙拝しなかった場合、非国民とされたこと等である。第三点に関して言えば、今日でも、戦前の考え方を受け継いで、靖国参拝に対するデモに対して、非国民呼ばわりすることがあり、神道と国家や民族の混合が、いまだに為されているのである。

さて、以上の結論として、国家神道の時代には、大正デモクラシーも起こり得たことを考慮すると、国家神道は第二次世界大戦や戦前の専制主義を必然的にもたらしただとは言えないが、しかし、一つの要因であったこと、その様な傾向を助長したことは否定できないであろう。その意味で、国家神道はその責任から逃れることはできないと思われる。

六 国家神道の現在の意義

以上の点から今日の神道をめぐる状況を考えるならば、首相の伊勢神宮や靖国神社参拝、建国記念日、靖国法案等の個々の動きは、明治期と同じく総合的な計画の下に為されているのではないが、やはり、一つの「コンパス」によるものである。この「コンパス」とは、国家運営を円満に行なうため、神道の力をも借りて、国民の統合を図ろうとするものではなからうか。しかし、もう一つ、もっと具体的な明治時代との共通性もある。すなわち、神道非宗教論がそれである。戦前、神道は宗教ではないとされていたが、今度は靖国神社は宗教の施設では

ない、と靖国法案に記されてある。全く同じ論なのであり、論じ方の進歩も、歴史の教訓に学ぶ形跡が見当たらない。

この様に、戦前の国家神道の延長線が、現在にまで及んでいるのである。しかし、国家神道は、右とは逆の形においても、現在に影響を及ぼしている。つまり、国家神道という歴史的经验の結果として、今日の政教分離制度が制定されたのである。しかし、それは国家神道を意識して制定されたためか、非現実的といっている程に、厳し過ぎる制度である。というのは、最高裁判所が、津地鎮祭問題に関する判決で言う様に、宗教には外面的、社会的側面もあるので、国家と宗教がある程度 of 関係を持つのは止むを得ないことである。それで、原則論としてのみならず、現実においても、憲法は厳守されるべきものであるが、政教分離制度に関して言えば、それが厳し過ぎるため守るのが困難であれば、憲法を現実には合う様に改定するのが、最も妥当な解決であろう。だが、憲法改正が実際問題として不可能である以上、憲法第二〇条の目的である信教の自由の保障及び国教再建の防止を、どの様にして、確実なものにできるかを考えなければならないであろう。そして、津地鎮祭の訴訟が示す様に、非現実的なことを要求すれば、決してこの目的は達せられないのである。社会的慣習と宗教的行為との判別が、時には不可能であることを無視した訴訟提起者が、その時まで、法律的にまいな状況にあつた地鎮祭が合意であるという望んでいなかった結果をもたらしたのである。そもそも、この訴訟を起こさなければ、本人にとってのみならず、政教分離原則にとつても、有利であつたのである。ちなみに、今日問題になっている「日の丸」や「君が代」についても、同じことが言えるのであろう。政教関係に戻ると、現実には合う様に、憲法を改正するのが最も望ましいのではあろうが、それが不可能である間は、国家や社会における宗教の役割を黙認した方が、社会や宗教のためにも、保守派と進歩派の不毛の対立を避けるためにも、そして、何よりも、信教の自由の

保障のためにも、適策なのではなからうか。

注

(1) 「国家神道」を広く解釈して、柳川啓一「国家神道」、「国史大辞典」第五卷、吉川弘文館、一九八五年の様に、その時代を一八六八年—一九四五年とする見方は最も一般的であろう。村上重良「国家神道」、岩波新書、一九七〇年、七八頁以降は、国家神道史を四段階に分けて、その第一の形成期を一八六八年—一八八〇年代末としている。神道界では、厳密な意味の国家神道の確立を一九〇〇年(神社局の独立)とする解釈は定説の様である(神社新報政教研究室「近代神社神道史」、神社新報社、一九七六年、一〇三頁及び葦津珍彦「国家神道とは何だったのか」、神社新報社、一九八七年、七頁、一六一頁等。尚、筆者の見解に関しては、「国家神道の成立時期について」、東洋大学紀要教養課程編」第二六号、一九八七年参照。

(2) 「単一的神道主義は、たとひそれらが当時に於ける一部の人々の理想……であつたとしても、なほ民衆の間に仏教の信仰が極めて深く浸み込み、耶蘇教的信仰また次第に起らんとする当時、一概にこれらを見做し、押へつけてまで極端なる神道主義を振りまはすことは策の得たることではない。加ふるに明治四、五年より起つた諸種の社会状況は此事情と共に、維新政府の指導理念を単一的神道主義より総合的皇道主義に移らしめ、その機関を神祇官より神祇省、教部省へ、宣教使より大教院—教導職へと変へて行つた。」(豊田武「宗教制度史」、吉川弘文館、一九八二年、一九四頁)。明治政府の神道に対する失望感は西郷隆盛のあの「神祇省は昼寝の官なり」によつて最も端的に表現されたのである。文化庁「明治以降宗教制度百年史」、一九七〇年、三〇頁及び五五頁以降(豊田武執筆部分)、阪本健一「明治神道史の研究」、国書刊行会、一九八三年、六五頁以降、近代神社神道史」、前掲書、二九頁以降をも参照。

(3) 「先に仏教側が廃仏棄釈に遭い、窮余の策として大教院の設置を請願して許され、大教院が設置されたが、その実際に至ると仏教は全く神道に圧倒されるに至つた。」(比屋根安定「日本宗教全史」第五卷、教文館、再版一九四三年、五〇頁)。

(4) 大教宣布運動が成功したか、否かについて、評価は別れている。姉崎正治は…… the artificial injunction of religious and moral teachings proved a failure. (History of Japanese Religion, London 1930, p. 336) と否定的立場をとり、豊田武が前掲の「宗教制度史」、二四一頁に引用する島根県の上申書も「教導職は人民に無益なるのみならず、県治の有害となる」と極めて批判的である。しかし、同じ豊田武が前掲の文化庁「明治以降宗教制度百年史」、七三頁に「明治史全体の動きから、この運動をながめるならば……王政復古の意義を宣伝し、新政府の進歩的政策をもつて、異教の所業なりと目した民衆の迷蒙を打破し、新文化吸収のみちを開いた」とは、明治政府今後の歩みにかなりな成果をもたらししたものといふことができる。」と返つて積極的に評価し、また同書、八九頁に梅田義彦も「国

民を啓蒙し、新政に馴れさせるといふ目的もほぼ達成された」と同調する。何れにせよ、大教宣布運動が行き詰まりとなつて、それを継続させることは不可能であつたという意味において、この政策は失敗に終わったといえよう。

- (5) 豊田武(前掲書、二四三頁)は一八八二年の政策の政府当局の目的を「神社を以て宗教の範囲外に置かんとする」と指摘し、葦津彦彦(前掲書、七九頁)は「神官教導職を分離し、神官をして宗教活動を禁じ、神道葬式も執行させない」と説明し、村上重良(前掲書、一八八頁)は「この措置は、神社神道を、一般の宗教と切りはなす政策の第一歩であつた。」と指摘し、「祭祀と宗教の分離は、神社神道から宗教としての機能を切り捨て、その全施設と全教職者をあけて、祭祀のみの宗教に限定する措置であつた。」と続く。

- (6) Holton, D.C.: *The National Faith of Japan*, London 1938, p. 54.

- (7) 神仏分離に関しては、村上重良(前掲書、八七頁)は「政府は……神仏判然の措置は「總便に取計らうべき旨」を達したが、幕藩体制の一環をなしていた仏教にたいする打撃政策は、神道国教化を実現するためには緊急でしかも不可欠の課題であつた。」という見解を示しているのに対して、比屋根安定(前掲書、四一頁)は、廃仏毀釈の凄まじさを訴えながらも、「明治新政府は、神仏判然令を断行したに留まり、未だ廃仏棄釈まで敢てする意図がなかつたにせよ……」と判断する。尚、新興宗教等の弾圧に関しては、葦津彦彦の二つの指摘「すなわち「もともと合理科学主義を第一義とする政府は、非科学的な宗教を好まない。」(前掲書、一七五頁)及び「戦時にあつては、いかなる国家の政府でも、思想言論の統制をきびしくする。」(前掲書、一八九頁)は——それが根本問題に触れたか否かは、議論の余地があるとしても——注目すべきであらう。

- (8) 小野相教「国家神道」、安津素彦、梅田義彦共編『神道辞典』、堀書店、一九六八年及び柳川啓一、前掲書参照。

- (9) 豊田武「日本宗教制度史の研究」、厚生閣、一九三八年、二五一頁(前掲書、二四七頁)参照。

- (10) 筆者 *Die rechtliche Entwicklung des Staats-Shinto in der ersten Hälfte der Meiji-Zeit (1868-1890)*, Wiesbaden 1978, S. 226 及び「神社新報社編『近代神社神道史』に於ける明治前半の神道史の詳述に就いて」、國學院大學日本文化研究所刊『維新前後に於ける國學の諸問題』、一九八三年、六七九頁以降。